

高萩市放射線量測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する放射線量測定器を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 放射線量測定器の貸出しの対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に事務所を有する個人及び法人
- (3) 第1号、第2号に規定する者以外の者で、市内に固定資産を有し、若しくは賃借している個人又は法人その他の団体

(貸出期間)

第3条 放射線量測定器の貸出期間は、平日及び土日祝日の午前9時から午後4時までとし、当日の午後5時までに返却するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出台数)

第4条 放射線量測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 放射線量測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 放射線量測定器の貸出しを受けようとする者は、高萩市放射線量測定器貸出申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他申請者本人であることを確認できる書類(以下「身分証明書」という。)を提示しなければならない。

3 法人及び団体として申請する場合は、前項の外に、市内の法人及び団体と証明できる証明書を掲示しなければならない。

(貸出許可等)

第7条 市長は、前項第1項の申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときには、放射線量測定器を貸し出すものとする。

2 営利を目的とする場合には、放射線量測定器の貸出しを行わないものとする。

(借受者の責務)

第8条 放射線量測定器の貸出しを受けた者は、その放射線量測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

2 貸出しを受けた者は、借り受けた放射線量測定器を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(報告)

第9条 市長は、放射線量測定器の貸出しを受けた者に対し、高萩市空間放射線量率測定結果報告書(様式第2号)にて測定値等のデータの提供を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 1月20日から適用する。